日向市簡易水道事業施設統合検討及び水道事業経営戦略見直し業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

１.⽬的

本業務は、東郷地区において将来にわたり安定した水供給を継続するべく、簡易水道事業他水源との施設統合、もしくは上水道事業からの接続について、経済性および安全性等の観点から比較検討を行い、簡易水道事業（山陰水源）に係る統合基本方針を整理することを目的とする。また、水道事業経営戦略の見直しも行うことも目的とする。

２.業務内容

⑴ 業務名：日向市簡易水道事業施設統合検討及び水道事業経営戦略見直し業務委託（以下「本業務」という。）

⑵ 履⾏場所：日向市内一円

⑶ 履⾏期間：契約締結⽇の翌⽇から令和８年３⽉３１⽇まで

⑷ 仕様：別添「日向市簡易水道事業統合検討及び水道事業経営戦略見直し業務委託仕様書」のとおり

⑸ 事業費：１９,８６６千円以下（取引に係る消費税及び地⽅消費税相当額を含む。）

３.提案者の資格要件

⑴ 地⽅⾃治法施⾏令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵ ⼿形交換所における取引停⽌処分、主要取引先から取引停⽌等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑶ 会社更⽣法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更⽣⼿続開始の申立て⼜は⺠事再⽣法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再⽣⼿続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該⼿続開始決定後、本市の競争⼊札参加資格の再認定を受けている者であること。

⑷ ⺠事執⾏法（昭和54年法律第４号）に基づく仮差押等⾦銭債権に対する強制執⾏若しくは国税・地⽅税その他の公課について滞納処分による強制執⾏の措置を受け、⽀払いが不可能になった者でないこと、⼜は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

⑸ 本業務の公⽰⽇から契約締結⽇までのいずれかの⽇においても、市が発注する建設⼯事等の契約に係る競争⼊札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年⽇向市告⽰第34号）第10条及び市が発注する物品等の契約に係る競争⼊札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成29年⽇向市告⽰第61号）第９条の規定に基づく指名停⽌を受けていない者であること。

⑹ 本業務の公告⽇から契約締結⽇までのいずれの⽇においても、県が発注する建設⼯事等の契約に係る⼊札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告⽰第369号）第10条及び物品の買⼊れ等の契約に係る競争⼊札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告⽰第93号）第８条の規定に基づく⼊札参加の資格停⽌を受けていない者であること。

⑺ 暴⼒団員による不当な⾏為の防⽌等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条２号に規定する暴⼒団及び警察当局から排除要請があるものでないこと。

⑻ 令和７年度⽇向市競争⼊札参加資格者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登載されている者であること。

⑼ 宮崎県内に本店・支店又は営業所を有していること。

⑽ ＩＳＯ９００１（品質マネジメント）、及びＩＳＯ５５００１（アセットマネジメント）の認証を取得していること。

⑾ 平成２７年度以降に国及び地方公共団体等の発注した、簡易水道事業の施設統合（ただし、旧簡易水道施設も可とする）に係る検討業務を元請事業者として履⾏した実績を有すること。

⑿平成２７年度以降に国及び地方公共団体等の発注した、水道事業に係る経営戦略策定業務（経営戦略見直し業務も可とする）を元請事業者として履⾏した実績を有すること。

⒀ 管理技術者、照査技術者、及び主たる担当技術者の配置については以下のいずれかの資格、及び以下のいずれかの実績を有し、参加者と直接的かつ恒常的な雇⽤関係にある者であること。 ただし、業務実施体制（様式第３号）に記載する各配置予定技術者の兼務はできない。

1. 資格

ア 技術⼠（総合技術監理部⾨―上下水道―上⽔道及び⼯業⽤⽔道―）

イ 技術⼠（上下⽔道部⾨―上⽔道及び⼯業⽤⽔道）

ウ RCCM（上⽔道及び⼯業⽤⽔道）

1. 実績

ア 平成２７年度以降に国又は地方公共団体等の発注した、簡易水道事業の施設統合（ただし、旧簡易水道施設も可とする）に係る検討業務の実績

イ 平成２７年度以降に国又は地方公共団体等の発注した、水道事業に係る経営戦略策定業務（経営戦略見直し業務も可とする）の実績

⒁当業務の特性上、水質管理の視点も踏まえて検討する必要があることから、技術士（衛生工学部門―水質管理）の資格を有し、参加者と直接的かつ恒常的な雇⽤関係にある者を配置すること。（ただし上記⒀に示す管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者との兼務も可とする。）

４.審査会及び選考⽅法

⑴ 審査会

受託事業者は、当市職員により組織された「日向市簡易水道事業施設統合検討及び水道事業経営戦略見直し業務委託プロポーザル審査会」（以下、審査会という。）が選考する。

⑵ 資格審査及び第１次審査

前項により組織された審査会が、参加表明者からの提出書類等を⽤いて後述の評価基準に従って参加資格審査及び第１次審査を行い、上位から数者程度選定する。

⑶ 最優秀提案者の特定

審査会が、後述の審査基準に従って業務提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる第２次審査を行い、最優秀提案者を特定する。

５.評価基準

別紙１「公募型プロポーザル審査基準」及び別紙２「公募型プロポーザル審査内容」のとおり。

６.スケジュール（予定）

令和７年７⽉１８⽇（金） 募集開始

参加表明及び第１次審査に係る質疑受付開始

令和７年７⽉２５⽇（金） 参加表明及び第１次審査に係る質疑受付終了

令和７年７⽉２９⽇（火） 参加表明及び第１次審査に係る質疑回答

令和７年８⽉１⽇（金） 参加表明締切り

令和７年８⽉５⽇（火） プロポーザル参加資格確認及び第１次審査結果通知提案書提出依頼

令和７年８⽉２５⽇（月） 提案書提出締切り

令和７年８⽉２７⽇（水） （予定）プロポーザル審査（ヒアリング）

令和７年８⽉２９⽇（金） （予定）第２次審査結果通知

７.参加表明⼿続

⑴ 提出期限 令和７年８⽉１⽇（金）午後5時必着

⑵ 提出場所 日向市上下水道局水道課総務係

〒883-8555宮崎県⽇向市本町10番5号

TEL　0982-52-5220（直通）／FAX　0982-52-2508

⑶ 提出⽅法持参⼜は郵送（書留郵便に限る。）

⑷ 提出書類

1. 公募型プロポーザル参加表明書（別記様式第２号）
2. 会社要覧（様式第１号）
3. 業務実績調書（様式第２-１号、２号）
4. 業務実施体制（様式第３号）
5. 配置予定者調書（様式第４-１号、２号、３号、４号）
6. 各種証明書
7. 建設コンサルタントの登録が確認できる資料の写し（登録書等の写し）
8. 平成２７年度以降に国又は地方公共団体等の発注した、簡易水道事業の施設統合（ただし、旧簡易水道施設も可とする）に係る検討業務を元請事業者として履⾏した実績等が分かる資料の写し（TECRIS、契約書、設計書等の写し）
9. 平成２７年度以降に国又は地方公共団体等の発注した、水道事業に係る経営戦略策定業務（経営戦略見直し業務も可とする）を元請事業者として履⾏した実績等が分かる資料の写し（TECRIS、契約書、設計書等の写し）
10. 配置予定技術者の資格証等の写し
11. 配置予定技術者との間に３ヵ⽉以上の雇⽤関係を証明できる書類（被保険者証等の写し）
12. ＩＳＯ９００１（品質マネジメント）、及びＩＳＯ５５００１（アセットマネジメント）の認証を証明できる書類（証明書等の写し）

⑸留意事項

1. 様式については、原則、参加表明書等提出時点において記載すること。
2. ７－⑷－⑥各種証明書b、cの書⾯が添付されていない場合、⼜はｂ、cに該当する実績を有することが判断できない場合、当該実績を有しているとは認めない。

８.参加表明及び第１次審査に係る質疑応答

⑴ 提出様式 質疑書（様式第５号）

⑵ 受付期間 令和７年７⽉２２⽇（火）から７⽉２５⽇（金）まで午前８時３０分から午後５時まで

⑶ 提出⽅法 電⼦メールに限る

⑷ 提出先 日向市上下水道局水道課総務係

E-mail　suido＠hyugacity.jp

⑸ 回答⽅法 令和７年７⽉２９⽇（火）までに⽇向市のホームページ上に回答を掲載する。

９.資格審査及び第１次審査

審査会において、参加表明書を提出したもの（以下、参加表明者という。）について参加表明書に添付された書類により参加資格審査及び第１次審査を行う。

審査結果については、参加表明書を提出したすべての者に対して「プロポーザル参加資格確認及び第１次審査結果通知書」により令和７年８⽉５⽇（火）に通知する。また、選定された者に対しては、併せて「提案書提出依頼通知書」を送付する。

10.提案書提出⼿続

資格確認及び第１次審査を経て「提案書提出依頼通知書」を受けた者は、以下の⼿続きで提案書等を提出すること。また、第２次審査に係る質問⽅法等については別途通知する。

⑴ 提出期限 令和７年８⽉２５⽇（月）午後５時必着

⑵ 提出場所 日向市上下水道局水道課工務係

〒883-8555宮崎県日向市本町10番5号

TEL　0982-52-5220（直通）／FAX　0982-52-2508

⑶ 提出⽅法 持参⼜は郵送（書留郵便に限る。）

⑷ 提出書類

1. 業務提案書等提出書（様式第８号）を鑑とし、提出すること。
2. 業務提案書（任意様式）
3. ⼯程計画表（様式第９号、若しくは任意様式も可）
4. 概算⾒積書　ア概算⾒積書（様式第１０号）

イ概算⾒積内訳書（任意様式）

※提出部数各７部（原本１部②〜④写し６部）

⑸ 業務提案書等の様式等

1. 10－⑷－②業務提案書については、⽇本⼯業規格Ａ4判縦置き横書き左綴りで作成し、表紙・目次を除き合計6ページ以内で記載すること。ただし、業務提案書の⽂章を補完するためのイメージ図等を作成する場合は、Ａ３判横置を利⽤しても構わないものとし、その場合、Ａ４判縦置２ページとして換算する。
2. 10－⑷－③業務⼯程計画表については、Ａ３判横置を利⽤しても構わないものとする。
3. ⽂字サイズは１０.５ポイント以上、⾔語は⽇本語、数字はアラビア数字を使⽤し、袋とじ、またはファイル綴じにすること。
4. 業務提案書の内容については、「業務仕様書」や別紙２-２「公募型プロポーザル審査内容」を参照の上、業務実施方針、業務実施フロー・業務実施工程、事業者選定支援等に関する内容についても記載すること。⼜、提案者が受注することによる本市へのメリット⼜は独⾃の取組み、追加提案等があれば記載すること。
5. 概算⾒積書については、仕様書に記載された業務及び追加提案した業務の遂⾏に必要となるすべての作業項⽬及び経費を⾒積もるものとし、概算⾒積内訳書にその内訳が分かるように記載すること。
6. 応募者の会社名を伏せて選定を行うため、全ての⽤紙に「提案書提出依頼通知書」に記載の記号（Ａ社,Ｂ社…）を記載し、⑷②〜④業務提案書等の写しについては、会社名を特定できないよう処理したうえで、指定部数提出すること。
7. 原本と写しの内容は、字体・⾊等を含めて同⼀とすること。

11.プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書を受理した後、提出書類に不備が無いことが確認できた者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

⑴ ⽇時 令和７年８⽉２７日（水）を予定（詳細な⽇時は別途通知する）

⑵ 場所 別途通知する

⑶ 所要時間

1. 提案者１者につき３５分以内とし、その内訳は次の通りとする。
2. 準備（機器設置等） 　５分程度
3. 業務提案説明 ２０分程度
4. 質疑応答 １０分程度

⑷ 留意事項

1. 参加⼈数については、本業務を担当する予定の管理技術者を含み、１者当たり５名以内とする。
2. プレゼンテーションに必要な機器等は持参すること。ただし、会場にホワイトボード、スクリーン及び電源を市が用意する。
3. 説明は業務提案書等に記載した内容に限る。
4. 提案書等の提出は１者につき１案とする。
5. 業務提案書の下部にページ番号を振ること。
6. ⾃然災害などによりヒアリングへの参加が難しい場合で、その理由について審査会がやむを得ないと認め、また、本プロポーザル⼿続きに⽀障のない範囲でプレゼンテーションが実施可能な場合に限り、再度審査会が指⽰した⽇時及び⽅式においてヒアリングを実施するものとする。
7. 最優秀提案者の決定

審査会が、業務提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる第２次審査を行い、最優秀提案者を特定する。審査結果については、すべての者に対して「結果通知書」により令和７年８⽉中下旬までに通知する。

⑴ 評価合計点が、最も高い者を最優秀提案者とする。

⑵ 業務コストの妥当性に関し、提⽰した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して⾒積が不適切な場合は特定しない。

⑶ 提案者が１者の場合であっても審査を行う。

⑷ 審査評価の合計点が満点の６割に満たない場合は、最優秀提案者の選定を行わない。

⑸ 最優秀提案者が辞退⼜は失格となった場合は、次に評価合計点の高い者（以下「次順位者」

という。）を最優秀提案者とする。（ただし、次順位者の評価合計点の基準は、１2.⑷に準じるものとする。）

⑹ 最優秀提案者のみ事業者名及び得点を公表する。

⑺ 審査結果等についての不服及び異議の申し立ては⼀切認めないものとする。

1. 無効となる参加表明書⼜は業務提案書等

参加表明書⼜は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

⑴ 提出⽅法、提出先、提出期限に適合しないもの

⑵ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

⑶ 記載すべき事項の全部⼜は⼀部が記載されていないもの

⑷ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

⑸ 虚偽の内容が記載されているもの

1. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

⑴ 本公告に定める⼿続き以外の⼿法により、審査委員⼜は関係者にプロポーザルに対する援助を直接⼜は間接に求めた場合

⑵ ヒアリング時に本業務を担当する予定の管理技術者が欠席した場合

⑶ 事業費上限額を超える提案をした場合

⑷ その他審査会が不適格と認めた場合

1. 留意事項

⑴ 書類提出後の差し替え、訂正、追加等は認めない。ただし、審査会が必要と認めたものについてはこの限りではない。

⑵ 提案書等の作成及び提出に要する⼀切の費⽤は、提案者の負担とする。

⑶ 提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。

⑷ 提出書類は、⾔語は⽇本語、数字はアラビア数字、通貨は⽇本円を使⽤して作成すること。

⑸ 提出書類は、⽇本⼯業規格A4判縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじ、またはファイル綴じにすること。また、⽂字サイズは１０.５ポイント以上を使⽤して作成すること。

⑹ 提出書類は、両⾯複写は可とするが単⼀の書類に限ることとし、異なる様式等の両⾯複写は行わないこと。

⑺ 原本と写しの内容は、字体・⾊等を含めて同⼀とすること。

1. 契約手続

⑴最優秀提案者と契約⼿続きの協議（提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次順位者と契約交渉を行う。

⑵契約⼿続き及び契約書は、⽇向市財務規則の定めるところによる。なお、仕様に含まれない事項がある場合は双⽅で協議し決定する。

1. その他

⑴ 本公告に定めのない事項については、⽇向市プロポーザル⽅式実施要綱（平成21年⽇向市告⽰第128号）の定めるところによる。

⑵ 自然災害などの状況により、⽇時や⽅式等、内容を変更する場合がある。その際は、ホームページ等で通知する。

1. 問い合わせ先

〒883-8555宮崎県⽇向市本町10番5号

日向市上下水道局水道課工務係

TEL　0982-52-5220（直通）／FAX　0982-52-2508

E-mail　suido＠hyugacity.jp